

国保税の軽減・減免制度

各制度の条件や届け出方法など詳しくは、
国保年金課（☎537-5736）へお問い合わせください。

1. 所得に応じた軽減制度

世帯（世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者^{※1}）の前年中（6年中）の総所得金額などを合計した額が基準以下の場合に、均等割額・平等割額が減額されます。

※1 特定同一世帯所属者……市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人

該当する世帯の所得額基準 医療分、支援分、介護分いずれも軽減割合は同じです。

区分	7年度	6年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下
5割軽減	43万円+30.5万円×世帯の被保険者などの数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下	43万円+29.5万円×世帯の被保険者などの数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下
2割軽減	43万円+56万円×世帯の被保険者などの数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下	43万円+54.5万円×世帯の被保険者などの数+10万円×(年金・給与所得者数 ^{※2} -1)以下

※2 年金・給与所得者 …… 公的年金などの支給を125万円超（65歳未満の人は60万円超）受ける者または給与収入が55万円超の者

2. 会社の倒産・解雇などにより

離職や雇い止めなどになった人への軽減制度

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の給与所得を30/100とみなして国保税を算定します。

雇用保険受給資格者証				
1. 支給番号	2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 雇用年数	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所				
9. 支払方法（金融機関コード（口座）番号）				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由		
13. 60歳到達時賞金日額		14. 離職時賞金日額		

届け出が必要

オンライン申請も可▶



必要なものは？

雇用保険受給資格者証などを用意ください

雇用保険の受給資格がない人や離職日に65歳以上の人には対象ではありません。

また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高年齢受給資格者証「高」は様式が似ていますが、対象ではありませんのでご注意ください。

対象者は？

「12.離職理由」の欄を確認

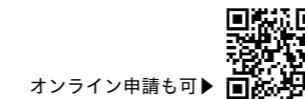
11.12.21.22.23.31.32.33.34の数字の人が対象（特定受給資格者または特定理由離職者）です。

※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。

軽減の期間は？

「11.離職年月日」の欄を確認

この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。



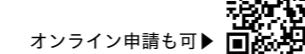
オンライン申請も可▶

3. 産前産後期間に係る軽減制度

届け出が必要



オンライン申請も可▶



5年11月以降に出産、もしくは出産予定の国民健康保険被保険者を対象に、一定期間の国保税を免除します。

届け出時は、母子手帳など出産日（出産予定日）が確認できるものを用意ください。

※妊娠85日以上の出産が対象です（死産・流産・早産および人工妊娠中絶の場合も含みます）。

4. 減免制度

届け出が必要

国保税の納付が困難な人を対象とした減免制度を設けており、それぞれの基準により減免を受けられる場合があります。

該当すると思われる人は、早めに国保年金課へご相談ください。

※申請対象が納期限前のものに限られる場合があります。

所得減少などによる減免

- 退職、失業、疾病などにより所得の減少が見込まれる場合
- 前年および当年中の収入が生活保護基準などを満たす金額以下の場合

天災などによる減免

- 天災により納税義務者が障害を負った場合
- 災害などにより住宅や農作物に被害が出た場合

国保税の納付が困難な場合は相談を

特別な理由がなく国保税を滞納すると…

1. 特別療養費への変更措置

一定の滞納があるときは、受診時の医療費をいったん全額負担することになります。

※以下の場合は、対象外です。

● 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの被保険者（届け出は不要）

● 公費負担医療の対象となる被保険者 届け出が必要

● 滞納に特別の事情が認められる世帯 届け出が必要

災害や病気、失業や事業の休廃業などの理由で納税できない場合、一定期間納税を猶予する制度があります。

早めに国保年金課（☎537-5738）へご相談ください。自立支援や債務整理などの相談窓口も併せてご案内します。

2. 滞納処分

納期限までに納付がない場合は、20日以内に督促状を送付します。

それでも納めていただけない場合は給料や預貯金などの財産調査が行われ、滞納処分（差押え）に移行することになります。

3. 給付の制限

保険給付が制限されることがあります。また、給付の一部を滞納保険税に充てることができます。

1 年度途中に75歳になる人へ

国保加入者で、8年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前月までの国保税を計算し、同一世帯の他の加入者の1年分の国保税との合計額を年税額としています。

国保税を年金天引き（特別徴収）で納めていた人も、75歳の誕生日を迎える年度分は納付書または口座振替による納付（普通徴収）になります。

後期高齢者医療保険料の決定通知書は、75歳の誕生日以降に郵送します。



後期高齢者医療保険料の口座振替】

75歳の誕生日を迎え、国保から後期高齢者医療制度に移行した人は、国保税を口座振替で納めていた場合でも、改めて口座振替の申し出が必要です。口座情報は引き継がれませんので、ご注意ください。

ジェネリック医薬品を利用してみましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許の期限が切れた新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で製造された医薬品で、同等の効果・効能を有すると認められた医薬品のことです。新薬よりも安価であるため、利用することで医療費の負担が軽くなります。



交通事故などに遭ったときは

必ず届け出を

国保加入者が交通事故に遭ったり、他人の飼い犬にかまれたりなど、第三者の行為によって病院にかかる場合、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。国保により保険治療を受けることもできますが、国保は一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。国保で保険治療を受ける場合は、必ず届け出してください。

特定健診を受けましょう

対象者には、受診券を5月末に送付しました。例年1月～3月は受診者が多く混み合いますので、早めの予約・利用にご協力ください。

4月2日以降に国保へ加入した人は、受診券発行の申込みが必要です。詳しくは、国保年金課（☎537-7175）へお問い合わせください。

問 国保年金課 ☎537-5735